

(令和5年4月3日現在適用中)

1. 商品名	・ J A 福祉定期貯金
2. ご利用いただける方	・ 該当年金・手当を当 J A で受給している方
3. 期間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続（元金継続）の取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1万円以上300万円以下 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	・ 年0.05%の利率を満期日まで適用します。ただし、年金・手当のお受け取りを当 J A から変更された方については適用しません。 自動継続時には、原則として「スーパー定期貯金」の継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・ 保護対象 この貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 取扱期間	令和5年4月3日（月）～令和6年3月29日（金）

<p>12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部 金融推進課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会 （電話：0776-23-5255）          京都弁護士会 （電話：075-231-2378）          愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>13. その他参考とな る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・お利息は口座振込みでお支払いします。</li> <li>・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。</li> </ul>

・ご不明な点は、当 J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。